

## 《論文》

## 地方統計情報提供の現状

—2014年度「地方統計情報提供の現状と今後に関する調査」集計結果から—

The Present State of Provision of Information on Regional Statistics  
 —From the Result of “The Survey on the Present Situation and Future Trend of  
 Provision of Statistical Information by Municipalities” in 2014—

坂田 大輔 Daisuke Sakata

Rikkyo University Center for Statistics and Information conducted “The Survey on the Present Situation and Future Trend of Provision of Statistical Information by Municipalities” in 2014-2015. Responses were ultimately received by 43 prefectures and representatives from 18 government-designated cities and 34 core cities. The survey consisted of 7 main themes. Survey results show that prefectures are undeniably a step ahead of government-designated cities and core cities on the preparation and supplementation of statistical information. However, a few government-designated cities and core cities exceeded the prefecture’s level of the preparation and supplementation of statistical information.

Key words : Prefecture, Government-Designated City, Core City, Regional Statistics,  
 Regional Analyzing

キーワード : 都道府県, 政令指定都市, 中核市, 地方統計, 地域分析

## I はじめに

人口減少社会の存在が耳目を集めて久しい。2014年には、まち・ひと・しごと創生本部が立ち上げられ、2015年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。地方創生が政策上の重要なキーワードとなってきた。こうした中で、政府による地域分析に資する統計情報・システムの提供はにわかに活況を帯びている。例えば、まち・ひと・しごと創生本部は、自治体による「地方版総合戦略」立案を促すため2015年から経済産業省が開発してきた地域経済分析システム(以下 RESAS)の公開を開始した。この RESAS は、一部機能については自治体関係者のみの利用に限定されているものの、それ以外については、一般市民もインターネット上から自由にかつ容易に利用可能となっており、地域経済分析の幅を広げるものとなっている。また、政府統計のポータルサイトである e-Stat でも、以前から進められていた GIS (地理情報システム) 機能の拡充がさらに推し進められており、2015年からは地図による小地域分析(jSTAT MAP)のサービス提供が開始されている。

こうした政府側からの統計情報・システムの提供が急速に進む中で、地方自治体側からの統計情報の提供はどうなっているのだろうか。本稿は、立教大学社会情報教育研究センター政府統計部会で2014年12月23日から2015年1月31日にかけて実施した「地方統計情報提供の現状と今後に関する調査」の調査結果を元に、地方統計情報提供の現状について概括するものである。

## II 調査の概要

## 1. 調査票送付先と回答率

「地方統計情報提供の現状と今後に関する調査」は2014年12月に対象となる自治体へ調査票を郵送することで実施した。調査票の送付先は、47の都道府県、20の政令指定都市、43の中核市で、これらの内、43の都道府県、18の政令指定都市、34の中核市から最終的に回答が得られた<sup>1)</sup>。したがって、全体での回答率は86.4%、都道府県では91.5%、政令

指定都市では90.0%，中核市では79.1%と高い回答率が得られており，特に都道府県と政令指定都市についての回答結果は全体の状況をかなり正確に表現できているものといえるだろう。

## 2. 調査票の構成

調査票はⅠ．統計情報の提供，Ⅱ．調査結果の加工，Ⅲ．公的統計の二次利用制度の利活用，Ⅳ．地域分析の実施状況，Ⅴ．統計データの整備・共有状況，Ⅵ．他機関との統計活用・連携，Ⅶ．統計学習のための情報提供，という七つのテーマで構成されている。このテーマごとに、いくつか質問項目を設けた。テーマごとの質問内容については図表1を参照されたい。

テーマ	質問内容
Ⅰ．統計情報の提供	小地域統計の公表，統計主管課による独自調査の実施状況，統計データの検索方法，統計情報の提供に関する取組み
Ⅱ．調査結果の加工	将来人口推計への取組み，将来人口推計ツールの作成と提供の有無，産業連関分析ツールの作成と提供の有無
Ⅲ．公的統計の二次利用制度の利活用	公的統計の二次利用制度に対する業務や利用の予定
Ⅳ．地域分析の実施状況	景気動向指数の作成や取り扱い，地域経済計算および地域経済動向分析報告書の作成，地域メッシュ統計を用いた地域分析と結果公表の有無
Ⅴ．統計データの整備・共有状況	統計の共有化や公表に関する指針・基準，統計データの管理組織，統計データの庁内共有状況
Ⅵ．他機関との統計活用・連携	他機関との情報提供・意見交換の状況や，他機関との共同研究とその公表，今後連携したい研究機関
Ⅶ．統計学習のための情報提供	統計学習のための情報提供の現状，統計教育のためのテーマ数，2013年度実績

図表1：調査票のテーマと質問内容

## Ⅲ 地方統計情報提供の現状

### 1. 統計情報の提供

以下では，調査結果より，地方自治体の統計関連情報の提供の現状について概観していくこととする。

まず，近年注目が増している小地域統計であるが，その提供状況は都道府県と政令指定都市・中核市の間で大きく異なっている。統計主管課で公表している統計表のうち，「小地域（町丁・字等）集計」の結果を示す統計表のある自治体は，政令指定都市では100%，中核市で94.1%である一方で，都道府県では41.9%にすぎなかった。政令指定都市や中核市にとっての小地域（町丁・字等）集計と公表が，都道府県と比較して重要な行政サービスとなっていることがわかる。

次に，独自調査の実施とデータの公表について見てみると，こちらも都道府県と政令指定都市・中核市の間で大きな差異がある。統計主管課による独自調査（調査客体の上乗せ調査を含む）の実施状況<sup>2)</sup>で「現在は独自調査を実施しておらず，当面，今後も実施する予定はない」と答えた自治体は，都道府県では4.7%であったが，政令指定都市では72.2%，

中核市では実に 94.1%に上った。この質問は統計主管課による独自調査に限定されているため、他部局で調査が行われている可能性はもちろんあるが、いずれにせよ、政令指定都市や中核市にとっても、独自調査は負担が大きいことが分かる。また独自調査を実施している都道府県を見ると、データの公表も行っているのはその内の 87.8%と、多くの都道府県の統計主管課で独自調査データの公開を行っていた。

## 2. 将来人口推計・産業連関分析・景気動向指数・地域経済計算などの提供について

注目度が高まっている将来人口推計であるが、都道府県では 65.1%が国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計を利用している(政令指定都市では 27.8%, 中核市では 38.2%)。他方で、数は少ないものの、所管地域の将来人口推計を独自に行っている統計主管課も存在している。独自推計を実施している統計主管課は都道府県で 6、政令指定都市で 3、中核市で 3 あり、また将来人口推計ツールを作成している自治体も都道府県に 3、中核市に 2 あった。この内 2 都道府県では庁外にも将来人口推計ツールを提供している。

地域経済分析において重要な産業連関分析についても、産業連関表以外に産業連関分析ツールを提供しているかどうか質問を行った。これによると、都道府県の 8 割で産業連関分析ツールを作成しているという結果が得られた。そしてその内の 8 割 (28 都道府県) で、ツールを庁外に提供している。一方で、政令指定都市や中核市では、こうしたツールの提供は少ないことが分かった。政令指定都市では、庁内に提供しているところが 3、庁外に提供しているところが 2 で、中核市では庁内に提供しているところが 1 あるのみであった。また産業連関表自体を公表していない自治体も、政令指定都市で 7、中核市では 18 に上っている。

景気動向指数も都道府県では 8 割が独自に作成している一方で<sup>3)</sup>、政令指定都市では約 4 割が、中核市では 8 割が「特に行っていない」と回答している。指数の形態としては、作成している自治体のほぼすべてで、DI 値を作成している。また、CI 値を作成しているところも都道府県では 28 と、都道府県レベルではかなり多くの自治体で CI 値も同時に作成していることが分かった。ただし、政令指定都市と中核市では、CI 値を作成しているのは 1 中核市のみであった。

地域経済計算は全都道府県と 7 割の政令指定都市で作成されている<sup>4)</sup>一方で、中核市では 7 割が特に行っていないと回答している。

地域分析関連の統計情報の提供については、この他に、地域経済動向分析報告書と地域メッシュ統計を用いた地域分析についてもその有無に対する質問を行った。地域経済動向分析報告書の作成は特に行っていないと回答した自治体が、中核市で 8 割、政令指定都市でも 4 割に上ったものの、都道府県では、統計主管課での作成と商工関係部局での作成を合わせると、7 割以上が地域経済動向分析報告書を作成していた。地域メッシュ統計を用いた地域分析は作成公表を行っているところが非常に少なく、何らかの形で公表している自治体は都道府県で 5、政令指定都市で 1、中核市で 2 のみであった。

地域分析とは異なるが、統計学習のための情報提供も、自治体が提供する重要な統計情報となっている。この分野では、都道府県の統計主管課による貢献が非常に大きかった。都道府県では「児童・生徒・学生向け出前統計教育」の実施が 44.2%、「社会人を対象とした出前講義・セミナー」の実施が 39.5%、「web ページで児童・生徒・学生向け統計情報の発信」の実施は 55.8%あったのに対して、政令指定都市は 11.1%、22.2%、11.1%、中核市は 5.9%・5.9%・8.8%であった。特に中核市は、統計教育、統計に関する学習のための情報提供を特に行っていない自治体が 73.5%とその活動は不活発である。

## 3. 統計情報の提供における取り組み

統計情報の提供においては、何を提供するかも重要であるが、どう提供するかも極めて重要である。ここでは、統計情報の提供における取り組みについて見ていくこととする。

統計データの検索方法について聞いたところ、分野別検索とキーワード検索を用意して

いる自治体が特に多かった。分野別検索を用意している自治体の割合は、都道府県で93%、政令指定都市で72.2%、中核市で47.1%であり、キーワード検索を用意している自治体の割合は都道府県で53.5%、政令指定都市で50%、中核市で47.1%であった。50音検索は、都道府県では44.2%が用意しているものの、政令指定都市では11.1%、中核市では2.9%と一般的ではなかった。

自治体HPで利用者が統計情報を入手する際、目的の情報を容易に見つけられるよう特などのような点に力を入れているか、また今後どのような点に力を入れていきたいかについて聞いた結果は次の様になった。まず、現在力を入れている点では、「新着情報・統計に関するお知らせ等の明記」か「レイアウトの工夫」と答えた自治体が大部分であった。「新着情報・統計に関するお知らせ等の明記」は、都道府県で53.5%、政令指定都市で38.9%、中核市で67.6%であり、「レイアウトの工夫」は都道府県で25.6%、政令指定都市で44.4%、中核市で20.6%であった。また、都道府県では、「統計ポータルサイトの設置」を挙げた自治体も多く、20.9%を占めている。今後力を入れていきたい点では、「新着情報・統計に関するお知らせ等の明記」を挙げる自治体が非常に少なかったのに対して、「レイアウトの工夫」を挙げる自治体は多く、都道府県で34.9%、政令指定都市で38.9%、中核市では41.2%であった。「幅広い年齢層に対応したHPづくり」や「データ検索方法の充実」を選ぶ自治体も多くはないものの、存在している。

#### 4. 統計データの整備・共有状況および統計情報の提供における取り組み

以上では、様々な統計情報の提供状況について見てきた。ここでは、統計データの整備・共有状況について概観していく。

庁内における公的統計および独自調査結果の管理（共有化や公表）について、管理上の指針・基準を確立しているか聞いた結果、都道府県と政令指定都市の約6割と中核市のほぼ全てで、「指針・基準の確立はしていない」状態であった。したがって、何らかの指針・基準を確立している自治体が、都道府県と政令指定都市でそれぞれ4割程度であることが分かった。何らかの指針・基準を確立している自治体の内、「全庁的な指針・基準を確立している」のは、都道府県で75%に相当する12都道府県であったのに対して、政令指定都市では25%相当の2政令指定都市であった。

庁内で扱われる公的統計や独自調査結果について、管理している組織について聞いた結果は、都道府県、政令指定都市、中核市のいずれにおいても、「部局ごとに統計データを管理している」が大部分を占めた。その比率は、都道府県で86%、政令指定都市で94.4%、中核市で88.2%に上っている。

庁内における公的統計および独自調査結果の共有について聞いた結果は非常にばらついたものとなった。「庁内全体で共有している」が、都道府県で37.2%、政令指定都市で22.2%、中核市で50%、「庁内全体ではないが、複数の部局で共有している」が、都道府県で14%、政令指定都市で16.7%、中核市で2.9%、「共有はしていない」が、都道府県で16.3%、政令指定都市で27.8%、中核市で14.7%であった。

## IV おわりに

以上本稿では、地方統計情報提供の地方統計情報提供の現状と今後に関する調査結果を概観してきた。全体的に見ると、都道府県ではかなり統計情報の整備・提供が進んでいる一方で、政令指定都市や中核市はまだまた都道府県の水準には至っていない、というのが現状である。しかしながら、小地域統計の様にサービスの需要の高さから、むしろ政令指定都市や中核市の方が進んでいる面も見られた。

また、政令指定都市や中核市の中にも、数は多くないものの、都道府県を超える水準で統計情報の整備・提供を行っている自治体もある程度存在していることが明らかとなった。統計データに対するニーズの違いなど、条件の違いはあると思われるが、今後は、こうし

た統計情報の整備・提供における先進的な自治体の取り組みが他の自治体にも広がることを期待したい。

本稿では、地方自治体の統計情報の整備・提供の現状を概観することに主眼を置いたため、記述回答については特に言及しなかったが、実際の回答では多くの記述回答があり、非常に有益な知見を提供してくれている。これらの一部については、社会情報教育研究センターのホームページ上で公開している、『地方統計情報提供の地方統計情報提供の現状と今後に関する調査（都道府県・政令指定都市・中核市）集計結果』で解説をしているので、そちらを参照されたい。

#### 注

- 1) これは、回答期限（2015年1月31日）以後の回答も含めた数字である。以下の集計結果は回答期限後の回答も含めたものデータを用いているため、社会情報教育研究センターホームページ上で公開されている立教大学社会情報教育研究センター政府統計部会（2015）の値とは大きな差ではないが異なる部分がある。
- 2) この質問では、実施状況についての選択式での回答後に、実施している調査の内容についても記述式で回答を依頼している。この回答内に、府省等が統計調査を実施する際に自治体独自の必要事項を付帯して調査する「付帯調査」を挙げている回答もあったが、これらも独自調査として集計を行った。
- 3) わずかだが独自作成をせず外部機関の結果を利用している自治体もある（都道府県で3、政令指定都市で1、中核市で2）。
- 4) 政令指定都市と中核市では外部機関の結果を利用している場合もわずかだが存在していた（政令指定都市で1、中核市で3）。

#### 参考文献

立教大学社会情報教育研究センター政府統計部会，2015，『地方統計情報提供の地方統計情報提供の現状と今後に関する調査（都道府県・政令指定都市・中核市）集計結果』立教大学社会情報教育研究センター <https://csi.rikkyo.ac.jp/activityreport/地方統計情報提供の現状と今後に関する調査.aspx>。